

⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者は申請により後期高齢者医療保険料の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者または世帯主の事業収入・給与収入などの収入が前年より一定程度減少した被保険者に対して、後期高齢者医療保険料の減免を実施します。

対象および減免額

【全額免除】

主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った被保険者

【所得に応じて減免】

主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する被保険者

要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること
 - ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること
- ※新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(懲戒解雇や昨年中の離転職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)については、減免の対象にはなりません。

減免の対象となる後期高齢者医療保険料

- ・令和元年度後期高齢者医療保険料のうち 2 月 1 日以降に納期限が設定されているもの
- ・令和 2 年度後期高齢者医療保険料

申請に必要な書類

- ・後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第 1 号)
 - ・主たる生計維持者の収入の減少に関する申立書(様式第 6 号)、給与証明書(様式第 3 号)、事業収入申告書(様式第 4 号)、収入(無収入)申告書(様式第 5 号) またはその他所得または収入等を証する書類
 - ・主たる生計維持者の被害に関する申立書(様式第 2 号)(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ※事業等の廃止や失業の場合には公的機関への休業または廃業の届出書の写しもしくは失業を証する書類

※必要書類は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。手続きについては、感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をお勧めします。

申 友部公民館 1 階 創作室(8 月 31 日(月)まで) 保険年金課(9 月 1 日(火)以降)

問 保険年金課(内線 142)

⑩ 市内各地域の夏の催事が中止となります

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内各地域の夏の催事が中止となりますので、お知らせします。

中止となる主なもの ※確認できたもののみ掲載しています。

- ・八雲神社夏季例祭 ・平神社祇園祭 ・八坂神社祇園祭 ・笠間のまつり
- ・南友部子供みこし祭および花火大会

問 観光課(内線 517)

防災行政無線が聞き取れない場合にご利用ください。
防災行政無線フリーダイヤル TEL 0120-996-131